

告 示

埼玉県告示第八百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業鎌北湖地区（農業用ため池緊急耐震化対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十九年八月七日から

平成二十九年九月五日まで

二 縦覧場所

坂戸市役所

毛呂山町役場